

農地改良に関する取扱要領

東広島市農業委員会

(目的)

第1条 この要領は、農地改良を行おうとする者に対して必要な指導を行うことにより、農地の違反転用の防止と農地の有効利用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 農地改良とは、作物の栽培に適した農地とするために区画形質を変更し、農地としての価値を高める行為（「廃土で行う農地改良の取扱いについて（平成元年2月16日広島県農政部長通知）」により一時転用とみなす廃土で行う農地改良は除く。）をいう。

ただし、市街化区域内農地については除くものとし、圃場整備区域内農地については一時転用許可申請案件とする。

(届出)

第3条 前条の定義により農地改良を行う者（以下「届出者」という。）は、次の各号に定める区分に応じ当該各号に定める届出書を農業委員会に提出しなければならない。

- (1) 着工前 農地改良届出書(様式第2-35号)及び被害防除措置計画書(様式第2-36号)
- (2) 農地改良完了後 農地改良完了届(様式第2-38号)

2 前項1号に規定する届出書の記載事項に変更が生じた場合には、農地改良変更届出書(様式第3号)を農業委員会に提出しなければならない。

(遵守)

第4条 届出者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 農地改良には、改良に適した用土を使用すること。なお、廃土を使用する場合は一時転用許可申請案件として取り扱うものとする。
- (2) 農地改良を行うには、農業用排水施設の機能や周辺の農地の営農条件への影響に配慮し、被害防除の措置を講ずること。
- (3) 工事期間は1年未満（1作の休耕が必要でない場合に限る。）とし、工事完了後は速やかに耕作の用に供すること。

盛土・切土のいずれかが1mを越える場合又は改良面積が2,000㎡を超える場合は、一時転用許可申請案件として取り扱う。

- (4) 農地改良の施工に関し、行政庁の許可、認可（道水路・河川、又は官民境界）などの処分が必要な場合は、適法な処分を受けた後に着手すること。

(受理)

第5条 農業委員会は、第3条に定める届出書の内容を審査し、適正と認めたときは受理するものとする。

(報告)

第6条 農地改良届出書を受理したときは、直近の農業委員会総会において報告するものとする。

附 則

この要領は平成22年6月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月28日東広農委要領第1号)

この要領は平成24年10月1日から施行する。